

令和4年4月6日

消費者支援ネット北海道と株式会社サンミュージックブレーンとの間で
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（以下「消費者支援ネット北海道」という。）が、株式会社サンミュージックブレーン（以下「サンミュージックブレーン」という。）に対し、同社が運営する芸能人養成所であるサンミュージック・アカデミーのウェブサイトにおける「納入金の返金是对応いたしかねます。」との記載（以下「本件条項」という。）について、消費者契約法第9条第1号^(※)に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとして、下記のとおり本件条項の変更を求めた事案である。

記

本件条項は、レッスン生がレッスン契約を解除するに伴い納入額相当の支払いを求めるものであるところ、レッスン開始前の時点においては、少なくともレッスン料に関する損害が生じていないことは明らかであり、レッスン開始前に解除する場合においても納入済みレッスン料相当額のキャンセル料が発生すると規定する本件条項は、消費者契約法第9条第1号に該当し無効である。

(※) 消費者契約法

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

- 二 〔略〕

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

サンミュージックブレーンは、令和2年12月29日、消費者支援ネット北海道に対し、本件条項を「なお、納入頂いた費用のうち、レッスン料につきましては、レッスン開始前に入所契約を解約された場合には全額返還いたします。」と改める旨を連絡した。

これを受けて、令和3年3月3日、消費者支援ネット北海道は、上記の申入れの趣旨に沿う内容の修正がなされたことを確認したものとして、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（法人番号 7430005005201）

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社サンミュージックブレーン（法人番号 5011101008125）

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html